

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容		那覇市高齢者在宅生活支援条例に基づくサービス停止	
根拠法令及び条項		那覇市高齢者在宅生活支援条例第5条 那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則第4条1項及び2項	
処分基準	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙参照		
処分基準 設定年月日	平成12年3月31日	処分基準 最終変更年月日	R3年 4月 1日
所管部署	福祉 部 ちゃーがんじゅう 課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

○那覇市高齢者在宅生活支援条例

(利用の停止等)

第5条 市長は、利用者の心身の状況又は生活環境の変化等を勘案し、理由があると認めるときは、高齢者在宅生活支援事業の利用を制限し、停止し又は取り消すことができる。

○那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則

(利用の停止等)

第4条 市長は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、条例第5条の規定により、利用を制限し、停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 本市の住民でなくなったとき。
- (2) 事業を受けることができない健康状態になったとき。
- (3) その他利用を継続することが不適當と認めるとき。

2 市長は、前項に規定する利用の停止等を決定したときは、その旨を書面により利用者に通知するものとする。